平成２４年（フ）第２３号
滋賀県長浜市法楽寺町275番地３
債務者　沖山　直美
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第９１号
岡山県倉敷市茶屋町1660番地５　ヴェルデ茶屋町106号
債務者　山下　正志
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第９２号
岡山県倉敷市茶屋町1660番地５　ヴェルデ茶屋町106号
債務者　山下　　操
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第９８号
岡山県浅口市鴨方町鳩ケ丘３丁目24番地
債務者　大島　博司（旧姓梅谷・野見山）
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
沖縄県那覇市字古波蔵168番地６　コーポ古蔵台501
債務者　金城　京子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１６８号
沖縄県那覇市三原１丁目25番18号
債務者　玉城　啓子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２０５号
沖縄県那覇市赤嶺２丁目５番地１　県営赤嶺市街地住宅６―202
債務者　親川　　弘
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５２号
栃木県下野市川中子1122番地
債務者　關　　富江
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第４８０号
東京都西東京市田無町７丁目２番６―405号
債務者　高野　静枝（旧姓佐伯）
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４９４号
東京都昭島市田中町１丁目13番17号鈴木ハイツ102号
債務者　秋元　孝一
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２２年（フ）第７９号
鹿児島県南九州市知覧町南別府25321番地
破産者　有限会社井之上建設
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２０年（フ）第２４０号
群馬県沼田市東原新町1813番地１
破産者　山内工業株式会社
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第２４３号
群馬県沼田市東原新町1825番地８
破産者　山内産業株式会社
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６５４号
埼玉県草加市高砂２丁目10番18号
破産者　佐藤建設工業株式会社
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６４９号
岡山市北区三野３丁目４番13号
破産者　大倉　　推
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６１３号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代古江789―４
破産者　株式会社イマイズミ
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２５８０号
福岡市東区多の津２丁目７番１号
破産者　株式会社野田
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２５４号
宮崎県都城市太郎坊町6831番地５　太郎坊Ｓハイツ101号、開始決定時の住所山口市大内矢田248番地２
破産者　柴崎　　勉
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係